

特定防火対象物（消防法施行令別表第１）

(１) 項	イ	劇場、映画館等	(５) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場	(６) 項	イ	病院、診療所等
(２) 項	イ	キャバレー等		ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等		イ	特殊浴場
(３) 項	イ	料理店等	(１６) 項	イ	特定複合用途防火対象物（※１）
	ロ	飲食店	(１６の２) 項		地下街（※２）
(４) 項		物品販売店舗等	(１６の３) 項		準地下街（※２）

※１ 上記表の（１）項から（９）項までに掲げる用途が含まれる建物です。